

報道各位

佐渡汽船株式会社  
代表取締役社長 戸田 正之

本日、当社の持分法適用関連会社である株式会社佐渡能楽の里及び同社の借入を保証している佐渡汽船商事株式会社、佐渡汽船運輸株式会社、佐渡汽船観光株式会社、新潟県観光物産株式会社の5社とJ A佐渡は、J A佐渡から提訴されていた貸金請求訴訟に関して、下記のとおり和解いたしましたのでお知らせいたします。

記

- 1 . 和解内容は、平成20年6月30日までに6億5千万円を、上記5社がJ A佐渡に支払う。
- 2 . 内、1億7千万円は平成20年4月30日までに、上記5社の保有する佐渡汽船株式会社の株式によって支払う。
- 3 . 株式会社佐渡能楽の里は、平成20年12月末までに解散、その後清算する。
- 4 . なお、佐渡汽船株式会社とJ A佐渡は、佐渡能楽の里の建物、施設については、道の駅であることや佐渡観光上の重要な拠点であることから、その在り方について今後とも協議していくことで合意した。

以上

この件に関するお問い合わせ先

佐渡汽船株式会社 取締役総務部長 渡辺 秀夫

TEL025-245-2311 FAX025-243-8307